お知らせ information

白根市役所
〒950－1292　白根市大字白根1235
☎373・2111

募集

白根市職員採用試験

■職種　保健婦(士)　■採用予定人員　1人　■受験資格　昭和39年4月2日から53年4月1日までに生まれ、保健婦助産婦看護婦法による保健婦(士)の免許を有する人か、同法による保健婦(士)学校か養成所を平成12年4月に卒業し、国家試験に合格見込みの人　■試験日　2月23日(水)　■会場　白根市役所　■試験方法　面接、作文　■結果通知　2月下旬　■申し込み　総務課人事係に用意してある申込書に必要事項を記入し、2月1日(火)から16日(水)の午後5時までに同係へ提出。郵送の場合は16日の消印まで有効　■問い合わせ　総務課人事係　☎㊥346

高等学校 定時制・通信制課程 生徒募集

働きながら高等学校教育を受けることができる、定時制・通信制課程の生徒を次のとおり募集しています。

なお両課程とも、修学奨励金の貸与や所得税の勤労学生控除の制度があります。

■募集学校　定時制課程＝船江、西新発田、新発田南(豊浦)、五泉、長岡明徳、三条、小出、六日町、十日町、高田南城、明鏡　通信制課程＝新潟、高田南城　■学科・学級　五泉の商業科以外はすべて普通科。定時制課程の長岡明徳・高田南城・明鏡は、午前の部もあります　■応募資格　平成12年3月までに中学校かこれに準ずる学校を卒業した人か、卒業見込みの人　■願書の提出　次の期間に応募する学校へ提出　定時制課程＝2月14日(月)～16日(水)の正午まで　通信制課程＝2月24日(木)～4月3日(月)の午後4時まで　■学力検査　定時制課程＝3月9日(木)(国語、数学、英語、面接)　※満20歳以上の志願者は、希望により3教科に代えて作文での受験も可　通信制課程＝面接　■問い合わせ　出願手続き＝出身中学校へ　学習内容等＝出願する高等学校へ　その他＝県教育庁高等学校教育課　☎285・5511　㊥3883～3883

■求人ニュース

▶問い合わせ
ハローワーク新津
◎0250・22・2233

※性別は問いません。すでに決定している場合もあります。ご了承ください。

整理番号	求人職種	所在地	産業	年齢	賃金(千円)	勤務時間
1	重機オペレーター	庄瀬	土木工事業	18～45	245～365	7：50～17：00
2	現場技術員(土木施工)	庄瀬	土木工事業	18～45	245～405	7：50～17：00
3	現場技術員(管工部)	庄瀬	土木工事業	18～45	245～405	7：50～17：00
4	型枠大工	庄瀬	土木工事業	18～45	180～360	7：50～17：00
5	土木一般世話役	庄瀬	土木工事業	18～45	255～395	7：50～17：00
6	一般製造員	庄瀬	鉄素形材製造業	20～40	120～300	6：00～15：00 13：00～22：00 8：00～17：00
7	准看護婦・士	白根	一般診療所	20～35	150～222	9：00～18：00
8	正看護婦・士	白根	一般診療所	20～35	175～236	9：00～18：00
9	美容師(見習可)	大通南	美容業	18～35	120～180	9：00～18：00
10	営業員	目の出町	金属製品製造業	20～45	172～305	9：00～18：00
11	メンテナンス員	茨曽根	設備工事業	18～35	160～300	8：15～17：30
12	調理・営業管理(店長候補)	茨曽根	食堂、レストラン	30～40	140～250	9：00～17：00 17：00～0：00
13	調理・営業管理(店長候補)	鯵潟	食堂、レストラン	30～40	140～250	9：00～17：00 17：00～0：00
14	看護婦・士、准看護婦・士	白根	助産所	18～45	164～198	8：45～18：30 18：30～8：45
15	営業員	上塩俣	骨材・石工品等製造業	20～50	200～350	8：30～17：30
16	助産婦(女性対象)	上下諏訪木	病院	22～40	248～355	8：30～17：00
17	正看護婦・士	上下諏訪木	病院	21～40	216～332	8：30～17：00 16：30～0：45 0：30～9：00
18	営業員	上下諏訪木	一般土木建築工事業	30～40	200～200	8：00～17：00
19	土木作業員	上下諏訪木	一般土木建築工事業	21～40	150～250	8：00～17：00

求人・求職相談 ハローワークトピアしろね

毎月、求人・求職について相談に応じています。相談は無料です　■とき　毎月第4金曜日　2月は25日　午前9時30分～正午　■ところ　市役所4階大会議室　■問い合わせ　商工観光課商工労働係　☎㊥222

講座

応急手当講習会

いざというときのために、心臓マッサージや人工呼吸などの応急手当を学んでみませんか。

■とき　2月20日(日)　午前9時～正午　■ところ　白根地域消防本部　■対象者・定員　一般住民・15人　■申込期限　2月16日(水)　■申込先・問い合わせ　白根地域消防本部警防課救急係　☎372・3114

催し

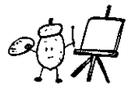

茨曽根地区公民館 健康百歳教室

茨曽根地区公民館では、「健康百歳教室」を開催します。今年は「昔吹く風、今吹く風」と題してお年寄りの自立と健康、世代の違いなどを内容とした劇の上演です。お誘い合わせの上、ご覧ください。

■とき・ところ　2月24日(木)①午前9時30分～＝茨曽根地域生活センター、②午後2時～＝清水ふれあいセンター　25日(金)①午前9時30分～＝道潟ふれあいセンター、②午後2時～東萱場ふれあいセンター　■問い合わせ　茨曽根地区公民館　☎375・2035

凧助展 ～渡辺虎之助の世界～

白根唯一の凧師だった、故・渡辺虎之助氏の凧絵展を開催します。凧絵約20点を展示するほか、渡辺氏が使っていた筆なども展示します。ぜひお出掛けください。

■とき　2月17日(木)～29日(火)(水曜日休館)　■ところ・問い合わせ　しろね大凧と歴史の館　☎372・0314

県立自然科学館

県立自然科学館の「楽しい実験室」コーナーが、リニューアルオープン。2000年の新展示です。

■とき　2月26日(土)～(月曜日休館)　■内容　自転車をこぐと、自転車が回転。人の入れる人工竜巻コーナーなど体験型実験装置がいっぱいです　■問い合わせ　県立自然科学館　☎283・3331

税金

税務署からのお知らせ「譲渡所得の申告」

資産を譲渡した場合には確定申告が必要です。譲渡所得などには課税の特例があり、期限内に申告することが要件の一つです。

「譲渡」には、通常の売買のほか交換、財産分与、代物弁済、法人に対する贈与や現物出資などの金銭の受領を伴わない取引も含まれます。また、「資産」には、土地や建物のほか借地権、営業権、ゴルフ会員権などの権利、株式、美術品など、経済的価値があり取引の対象となるものは、すべて含まれます。

【土地や建物を譲渡した場合】

平成11年1月1日現在で、その所有期間が5年を超えている土地や建物を、平成11年中に譲渡した場合(分離長期譲渡所得)の税率は次のとおりです。

分離長期譲渡所得税率	所得税	住民税
	20％	6％

なお、所有期間が5年以下の場合(分離短期譲渡所得)の税率は、ほかの所得の金額により異なりますので、お気軽にお尋ねください。

■問い合わせ　新潟税務署　☎229・2151

情報センター333

掲載の申し込みは1日号＝前月5日、15日号＝前月20日までに秘書広報係　☎373・2111㊥333へ

●●●募集します●●●

●県立新潟女子短期大学 特別受講生募集

受講資格＝満18歳以上で、半年か1年継続して学習する意欲のある健康な人。学歴、性別は問いません　受講料＝無料。ただし、1科目につき雑費1,000円　公開科目＝教養・生活・食物・福祉・幼児教育・英文・国際教養分野(全46科目)　募集期限＝2月18日(金)　資料請求＝郵便番号・住所・氏名を明記し、160円切手を張った返信用角型2号封筒を「特別受講生募集要項請求」と記載した封筒に同封し、送付ください　申込先・問い合わせ＝〒950－8680　新潟市海老ケ瀬471　県立新潟女子短期大学教務係　☎270・1302

●●●参加しませんか●●●

●カントリーキルト

パッチワークを始めてみませんか。一針ずつ、分かりやすく丁寧に指導します。ぜひ参加ください。

とき・ところ＝毎月第1・第3水曜日の午前10時～正午、午後7時～9時…鷲巻地域生活センター　毎月第2・第4木曜日の午前10時～正午、午後1時～3時…大通地域生活センター　※各毎月2回開催　対象＝どなたでも　参加費＝月2,800円(2回分)　問い合わせ＝山本　☎362・2571

●●●●●休日当番医●●●●●

診療時間＝午前9時～正午　午後1時30分～5時

2月6日(日)	馬場医院(杉菜町) ……☎373・6565
11日(祝)	かじわら産婦人科医院(市役所上町) ……☎373・3130
13日(日)	渡辺(信雄)医院(上茨) ……☎375・2124
20日(日)	水戸部医院(桜町1) ……☎372・2313

「広報しろね縮刷版」予約募集中

白根市の市制施行40周年記念事業の一つとして「広報しろね縮刷版」を発刊します。事前に予約を受け付けていますので、希望者はご連絡ください。

縮刷版は一つの現代史。市政やまちの話題など、私たちのまち「白根」の一時代がぎっしりと詰まっています。ぜひご家庭に1セットそろえ置きください。

■サイズ・収録範囲　A4判。平成2年1月(No.410号)～平成11年12月(No.560号)までの広報紙とお知らせ版を収録した上・下巻の2冊セット　■価格　1セット6,000円　■配布日　平成12年5月(予定)　■申込期限　2月29日(火)　■申込先・問い合わせ　企画財政課秘書広報係　☎㊥332、333

4月1日から

チャイルドシートの着用が義務化されます

道路交通法が一部改正され、4月1日から6歳未満の乳幼児にチャイルドシートの着用が義務化されます。チャイルドシートで子どもを事故から守りましょう。

■チャイルドシート　道路運送車両法の「保安基準」に適合し、乳児用・幼児用・児童用など子どもの発育の程度に応じた形状のもの(下図参照)　■規制対象　自動車の運転者が6歳未満の幼児を乗車させて運転する場合　■罰則等　違反点1点

①乳児用シート　10カ月児くらいまで。体重10キロ未満用

②幼児用シート　4歳くらいまで。体重9キロ～18キロ以下用

③児童用シート　6歳くらいまで。体重15キロ～36キロ以下用